鈴鹿市余裕期間設定工事試行要領

（目的）

第１条 この要領は、平成 28 年２月 17 日付け総行行第 41 号（及び国土入企第 17 号）により総務省自治行政局行政課長（国土交通省土地・建設産業局建設業課長連名）から依頼があった、施工時期等の平準化に向けた計画的な事業執行について、早期に発注・契約を行い、受注者の円滑な施工体制の整備を図るため、建設資材の調達や労働力確保に資する余裕期間を設定する工事を、鈴鹿市が発注する建設工事において試行するにあたっての実施方法等を定めることを目的とする。

（定義）

第２条 この要領において、「余裕期間」とは契約日から実工期の始期（現場着手日を指す。以下「工事着手日」という。）の前日までの期間で、受注者が工事施工体制を整備するための期間をいう。

２ この要領において、「実工期」とは実際に工事を施工するために必要な期間で、準備工を含む期間（標準工期）をいう。

３ この要領において、「全体工期」とは余裕期間と実工期を合計した期間をいう。

（対象工事）

第３条 余裕期間を設定する工事（以下「余裕期間設定工事」という。）は次の各号のすべてを満たす工事とし、対象工事を所管する課の課長（鈴鹿市行政組織規則第 18 条第１項の表に規定する課長をいう。）が指定する。

（１）発注が可能で工事着手時期が概ね特定されている工事

（２）余裕期間の設定により、全体事業計画に影響を及ぼさない工事

（３）年度内（繰越手続き等が完了済みの場合は当該期間内）に工期を確保でき、余裕期間を設定したことにより繰越しが生じない工事

（４）緊急性が無い工事

（５）予定価格が 500 万円以上の工事

２ 前項各号の要件を満たす工事であっても、余裕期間は必要に応じて各課長が指定するものであり、要件を満たす全ての工事に適用するものではない。

（余裕期間設定工事における取扱い）

第４条 余裕期間設定工事においては、次の各号の取扱いとする。

（１）余裕期間は、契約締結日から 180 日間を超えない範囲で設定するものとする。

（２）余裕期間の設定は、あらかじめ工事着手日を指定する方式（以下「発注者指定方式」という。）又は着手期限までの余裕期間内で受注者が工事着手日を選択できる方式（以下「任意着手方式」という。）のいずれかとする。

なお、任意着手方式における工事着手日は、受注者が落札決定日の翌日から起算して３日以内（鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年３月 28 日条例第２号）第２条に規定する休日を除く。以下「休日」という。）に工事着手日通知書（様式１）を提出することにより定めるものとする。ただし、工事着手日を休日に設定することはできない。また、設定した工事着手日により、工期末が休日となるような設定もできない。

（３）余裕期間設定工事の前払金請求は、工事着手日以降とする。

（４）余裕期間設定工事における主任（監理）技術者（以下「技術者」という。）及び現場代理人（以下これらの者を「技術者等」という。）の選任は契約時とするが、配置及び専任又は常駐が必要な期間は工事着手日からとする。

また、余裕期間中は受注者の技術者等、又は受注者の下請負人等が現場に立ち入り、資材の搬入又は仮設物の設置等工事に着手することを認めない。

（５）余裕期間の設定にかかる積算上の割増は行わないものとする。また、任意着手方式で受注者が選択した工事着手日により生じた必要な費用は、変更契約の対象としない。

（６）発注者は、あらかじめ余裕期間の日数又は工事着手日（任意着手方式にあっては着手期限日）を指定し、設計書（仕様書）に記載するものとする。また、特記仕様書（施工条件明示一覧表）も同様とし、これにより工事着手日を定めることとする。

（７）当該工事の技術者が工事着手日以降に他工事の専任技術者を兼任していることが判明した場合は、工事請負契約書の条項第 47 条に基づく催告の対象とする。

（８）余裕期間設定工事において、調査基準価格に満たない額で契約する場合、鈴鹿市最低制限価格の設定及び低入札価格調査基準に関する要綱第 12 条の規定に基づき配置する担当技術者は、同要綱の規定によらず工事着手日に配置できる状況にあることとする。なお、当該担当技術者が低入札価格調査資料提出時に他の工事に従事している場合は、資料提出時に誓約書を提出するものとする。

（入札手続）

第５条　市発注工事の契約、施工及び検査を掌握する課長は、余裕期間設定工事を入札に付する際、入札公告上に次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

（１）工期は全体工期及び実工期（又は工事着手日若しくは着手期限日）を記載すること。

（２）前条第３号に関すること。

（３）技術者等の配置時期は工事着手日とすること。

（４）その他余裕期間設定により周知が必要なこと。

（契約等手続）

第６条　余裕期間設定工事の契約等の手続きにあたっては、次のとおり取扱うものとする。ただし、任意着手方式の受注者が余裕期間を設定しなかった場合（契約日と工事着手日が同日であった場合）は、これらの規定は適用せず、通常の工事と同様の契約等の手続きを行うものとする。

２　建設工事請負契約書における取扱いは次の各号とし、建設工事請負契約書の条項（以下「契約条項」という。）に、余裕期間設定工事用の特約条項として付加する。

（１）建設工事請負契約書の工期は全体工期及び実工期を記載する。

（２）契約条項第 16 条第２項の工事用地の管理について、契約の日から工事着手日の前日までの管理は、発注者の責任において行うこととし、この間、受注者は資材の搬入や仮設物の設置等を行ってはならない。

（３）契約条項第 18 条第５項及び第 19 条の請負代金額の変更について、受注者が選択した施工時期（工事着手日）により生じた必要な費用は負担しない。

（４）契約条項第 35 条第１項の前金払の請求時期について、工事着手日以降とする。

３　契約時又は契約後に提出を求める書類の取扱いは次の各号とし、三重県公共工事共通仕様書又は公共建築工事標準仕様書（以下「各仕様書」という。）の規定に基づかない取扱いは、特記仕様書に記載するものとする。

（１）工程表及び請負代金内訳書の提出については、契約締結後 14 日以内に提出するものとする。なお、記載にあたっては余裕期間を除いた工程とする。

（２）主任技術者及び現場代理人等通知書の提出については、契約時に提出するものとする。ただし、配置及び常駐を要する時期は第４条第４号のとおりとする。

（３）コリンズの受注時登録については、各仕様書に基づき契約後 15 日以内

（休日を除く）に登録申請するものとする。ただし、登録にあたって工期は全体工期で、技術者等の従事期間は実工期で登録するものとする。また、竣工時登録の際に工事概要欄に余裕期間設定工事であることを記載するものとする。

（４）建設業退職金共済制度掛金収納書の提出については、工事着手日までに提出するものとする。

（技術者が工事着手日に配置できない場合の対応について）

第７条 前条第３項第３号により通知された技術者等が、何らかの理由により工事着手日に配置できなかった場合、原則として技術者等の変更を認めない。ただし、次の各号を満たす場合を除く。

（１）技術者等が工事着手日前に従事していた工事の不可抗力による遅延、若しくは技術者等の退職、死亡又は病休等により当該技術者等が配置できなくなった場合で、入札参加条件の実績及び資格とも（実績を求めない場合は資格のみを）満たす他の技術者等（以下「有資格者」という。）の配置が可能である場合。なお有資格者には、入札時に配置予定技術者を求め、鈴鹿市事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書に複数の技術者等が記載されていた場合で、選任されなかった者を含むものとする。

（２）前号により技術者等の変更を認める場合で、専任を要する技術者等を変更する場合の雇用関係の恒常性（３ヶ月）については、変更する時点（工事着手日）において前３ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有していることとする。

２ 前項の規定により技術者等が配置できなかった受注者は、工事の続行が不能であることを書面で届出し、その届出の受理を以て発注者は契約を解除するものとする。

３ 前項の規定による契約解除が、次の各号の一に該当する場合は、市発注工事の契約、施工及び検査を掌握する課長は、対象工事を所管する課の課長からの報告に基づき、鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱第８条に規定する報告を鈴鹿市請負工事等執行部会に行うこととする。

（１）受注者の責により、技術者等が入札時（契約時）又は余裕期間中に従事中であった工事が遅延して、工事着手日に配置できなくなった場合

（２）余裕期間中に技術者等が他工事に配置されたため、工事着手日に配置できなくなった場合

（３）余裕期間中に技術者等が営業所専任技術者等に就いたため、工事着手日に専任配置ができなくなった場合

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

様式１（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）鈴鹿市長

工事着手日通知書

受注者住所又は所在地
氏名又は商号
及び代表者氏名

次のとおり工事着手日を定めたので通知します。

工事番号及び工事名	年度（　　）第　　号
工事場所	鈴鹿市
工事着手日	年　　月　　日

（提出時の注意事項）

・ 本通知は、任意着手方式の場合のみ提出する。
・ 本通知は落札決定日の翌日から起算して３日以内（休日除く）に提出すること。
・ 工事着手日は休日に設定することはできない。また、設定した着手日により工期末が休日となるような設定もできない。
・ 契約書の実工期の始期は、本通知書により通知した工事着手日とすること。